

当翻訳は、法務省入国管理局による仮訳であり、正確には原文に当たってください。
また、今後当仮訳は精査の上、変更されることがあり得ることにご留意ください。

スリランカ人権報告書 2017 年版

概要

スリランカは多党制立憲共和国であり、政府は自由選挙で選ばれる。2015 年 1 月、有権者はマイトリーパーラ・シリセーナ（Maithripala Sirisena）大統領を 5 年間の任期で選出した。議会は権限を大統領と共有している。2015 年 8 月の議会選挙の結果、2 大政党による連立政権が生まれた。どちらの選挙も自由且つ公正であった。

文民当局は、治安部隊に対する統制を概ね維持している。

最も重大な人権問題として、不法な殺害、拷問、性的虐待、恣意的逮捕、長期間の勾留、軍による財産回復の欠如、市民社会団体活動家やジャーナリストに対する監視及び嫌がらせ等がある。タミル人及び無宗派のキリスト教団体に対する政府の差別や治安部隊の嫌がらせも続いている。同性間の性行為は法律で禁じられているが、起訴されることはほとんどない。

また、軍及び警察による市民に対する嫌がらせの刑事免責や、武力衝突中及びそれ以降に行われた犯罪の刑事免責も続いている。その一方で、政府は人権侵害を行った一部の当局者を捜査、起訴、及び処罰するための措置を講じた。大統領は、行方不明者局（Office of Missing Persons）の創設に関する官報に正式に署名した。追加の暫定的司法メカニズムの設置に向けた政府の動きは鈍い。

第 1 節 以下からの自由を含む個人の完全性の尊重

a. 恣意的な生命の剥奪及びその他の不法な又は政治的動機による殺害

いくつかの報告によると、政府又は政府機関は恣意的又は不法な殺害を行った。

2017 年 10 月 22 日、警察特別部隊の 2 人の私服警察官がジャフナ県（Jaffna District）アリヤライ（Ariyalai）市内をオートバイで走行していた 24 歳の男性を射殺した。11 月 3 日、犯罪捜査部（Criminal Investigation Division）は 2 人を逮捕したが、年末の時点で未決勾留状態のままである。

警察は、停止命令に従わずにオートバイで検問所を突破したジャフナ大学（Jaffna University）の学生 2 人を警察官が射殺した 2016 年 10 月の事件の捜査を継続している。事件翌日、当局はこの事件に関連して 5 人の警察官を逮捕したが、ジャフナ高等裁判所（Jaffna High Court）は 9 月 14 日、11 ヶ月の勾留の末、5 人の警察官を保釈した。

2009 年に起きた、著名なジャーナリストで政治家のラサンタ・ウィクラマトウンガ元 サンデーリーダー (*Sunday Leader*) 紙編集長の殺害事件の捜査に進展があった。2 月 19 日、警察は同事件に加え、前ラージャパクサ政権時のジャーナリスト及び反体制派に対する攻撃を指揮した疑いで 5 人の軍諜報部関係者を逮捕した。被疑者らは捜査の結果が出るまで保釈された。

検事総長は、タミル国民連合 (*Tamil National Alliance: TNA*) のナダラージャ・ラビラジ (*Nadarajah Raviraj*) 元議員の暗殺容疑で告訴されていた 5 人の被疑者の無罪を求めて上訴した。次の公判は 12 月 12 日に設定された。

b. 失踪

2017 年も政府当局又はその代理人による失踪の疑いがあり (第 1 節 c 項を参照)、戦時中及び終戦直後の失踪は未解決のままである。

強制的・非自発的失踪に関する国連作業部会 (*UN Working Group on Enforced or Involuntary Disappearances*) の 2017 年 7 月の報告書によると、未解決の強制的又は非自発的失踪事件の数は 5,859 件とされる。2017 年 9 月 12 日、マイトリーパーラ・シリセーナ大統領は失踪者の「搜索・追跡」、データベースの整備、及び失踪者の親族の支援を任務とする行方不明者局 (*Office of Missing Persons*) の創設に関する官報に正式に署名した。

ランカ e ニュース (*Lanka eNews*) のジャーナリスト兼漫画家のプラギース・エクナリアゴダ (*Prageeth Eknaligoda*) 氏が 2010 年の大統領選挙直前に失踪した事件で、犯罪捜査局 (*Criminal Investigation Department*) は 2016 年、エクナリアゴダ氏と LTTE 又は犯罪集団とのつながりについて完全に否定した。これはシンハラ民族主義者が同氏の失踪の根拠としてよく利用した主張であった。警察は、2015 年から 2016 年初めにかけて、エクナリアゴダ氏の失踪に関連して軍の諜報部員 9 人を含む 13 人を逮捕していた。被疑者 13 人は、起訴されることなく約 1 年にわたって勾留された末に 2016 年 11 月、裁判所によって全員の保釈が認められた。2017 年末の時点で、当局はエクナリアゴダ氏失踪事件の被疑者を起訴していない。

c. 拷問及び他の残虐、非人道若しくは品位を傷付ける取扱い又は刑罰

かかる行為は憲法及び法律で禁じられているが、情報によると政府関係者は用いているとされる。拷問は罰せられる犯罪とされ、禁固 7 年以上 10 年以下と法律で定められている。政府は、拷問の疑いに関する調査、尋問、及び予防措置のために拷問防止委員会 (*Committee on the Prevention of Torture*) を設置している。情報によると、警察及び軍隊は、多くの場合は犯罪容疑について自白を引き出す目的で、国民に対して拷問及び性的虐待を行っていると言われる。テロ防止法 (PTA) は、いずれかの時点で被告が行った供述を裁判所が証拠として採用することを認めており、拷問によって引き出された自白に関する除外規定はない。2017

年 2 月、ウィジェヤダサ・ラージャパクシェ（Wijedayasa Rajapakshe）司法大臣は、同法の規定のいくつかについて懸念が広がっていることから、政府が PTA に基づく逮捕を一時的に停止したことを発表した。推定 70～130 人の人がそれ以前の PTA に基づく逮捕から身柄を拘束されたままである。

スリランカ人権委員会（Human Rights Commission of Sri Lanka: HRCSL）は、拷問がスリランカ全土で日常的に行われ続けており、政府関係者による拷問の申立てを 9 月までに 271 件受理したと報告した。それによると、拷問の報告の多くは自白或いは被疑者に不利な証拠を引き出すことを目的とする警察官による被疑者の殴打に集中している。

人権及び基本的自由の推進及び保護並びにテロとの闘いに関する国連特別報道官は、7 月のスリランカ訪問の際、「拷問はスリランカの治安部門に非常に深く根付いており、国家安全保障上の理由で逮捕・拘束された人に対して、拷問が今もなお根強く、日常的に行われていることは明らかである。当局がこの法律をタミル人の人々に対して用いる事例が極端に多いことから、同国の十分に手入れされた拷問装置の矛先はタミル人に向けられていると考えられる。」と述べた。

人権団体による聞き取り調査の結果、拷問は、PTA 違反で訴えられた場合を含め、スリランカ全土で根強く続いていることが判明している。2009 年の内戦終結以来を含め、PTA に基づいて逮捕された被疑者は、拷問・虐待、自白強要、弁護士又は家族との面会等の基本的権利の否定について語っている。釈放された元戦闘員数人は、更生センターに収容されていた期間中及び釈放後も、政府関係者から性的虐待等の拷問又は虐待を受けたと訴えている。また、警察及び治安当局者による民間人に対する過度の武力行使も依然として問題である。

国際真実・正義プロジェクト（International Truth and Justice Project）及び AP 通信社は、2017 年に治安部門が行った拉致及び拷問疑惑について報告した。その報告によると、ほとんどの被害者は治安部隊によって LTTE とのつながりが疑われたタミル人男性で、治安部隊は最初に拉致した後に拷問や性的虐待を行った。

さらに、夫の失踪に関する情報を求めて出頭した妻や、亡夫の兵役に基づいて政府給付金を求めようとした戦争未亡人に対して政府及び治安部門関係者が行った性的虐待の報告もある。

刑務所及び収容施設の状況

刑務所はインフラの老朽化、過密収容、及び衛生設備の不足により劣悪な状況にある。

物理的状況：過密収容は問題である。刑務長官の推定によると、刑務所の平均収容者数は収容定員を 50%超えている。場合によっては未成年者と成人が同じ房に収容されることがあるほか、未決勾留者と受刑囚が同じ場所に収容されることもよくある。多くの刑務所では、被

収容者はコンクリート床の上で眠らされているとされ、しばしば自然光が不足していたり、換気が不十分であったりする。

刑務長官の報告によると、受刑者の収監中の死亡件数は 2017 年 11 月時点で合計 74 件である。大半は自然要因によるものであったが、自殺も 3 件あった。

比較的大型の刑務所のいくつかは独自の病院を備えているが、大多数は医療担当職員がいる程度である。小規模の刑務所では、医療処置が必要になった受刑者は最寄りの病院に移送して処置を行っている。

運営：HRCSL は寄せられた苦情を調査し、正当と認められる場合は関係当局に照会している。HRCSL は収監者から報告された信憑性のある虐待の申立てを数件受理したことを公表したが、刑務所改革省は苦情は一切寄せられていないと発表した。

独立監視：刑務所福祉協会（Prison Welfare Society）は、受刑者訪問を実施する主な国内団体で、苦情受付に加え、受刑者の収監状況を調査し、それらの苦情について個々の刑務所長や刑務官と協議する法的権限を持つ。刑務所福祉協会は、刑務所法（Prisons Ordinance）に基づいて創設され、政府内部の監視機関としての役割を果たしている。警視副総監（Deputy Inspector General of Police）や刑務所福祉専門官（Prison Commissioner of Welfare）などで構成され、各メンバーは進んで時間を割いている。また、赤十字国際委員会（International Committee of the Red Cross: ICRC）と HRCSL も刑務所の状況を監視する権限を持ち、2017 年には HRCSL 代表者がキャンディ（Kandy）県、マハラ（Mahara）地区、カルタラ（Kalutara）県、及びジャフナ県の刑務所を視察している。

改善：刑務所局は、いくつかの刑務所を都市部から空間的に余裕がある農村地域に移動することにより、過密収容問題への取り組みに努めている。刑務所改革省は 2017 年 10 月、過密収容状態が続いていたタンガラ刑務所（Tangalle Prison）に代わる新しい複合刑務所をアグナコラペレッサ（Agunakolapelessa）市に開設した。刑務所局の報道官は、新しい複合刑務所によりコロombo（Colombo）県のウェリカダ刑務所（Welikada Prison）の過密収容状態も最小限に抑えられるはずであると述べている。

d. 恣意的な逮捕又は勾留

法律では、恣意的な逮捕及び勾留は禁じられており、自身の逮捕又は勾留の合法性について法廷で異議を唱える権利が全ての人に認められている。しかし、市民社会団体及び HRCSL によると、2016 年と比べて発生件数こそ減少したものの、恣意的な逮捕及び勾留の発生が報告されている。PTA の下、勾留に異議を唱える能力は著しく制限されている。

警察及び治安組織の役割

警察庁（Police Service）は、治安省（Ministry of Law and Order）の管轄下であり、国内治安維持の責任を担う。軍は国防省（Ministry of Defense）の管轄下であり、対外安全保障の責任を担う。刑事訴訟法によると、特に明確に定められた国内治安維持の責任を果たすに当たり、軍の出動を要請することができる。国防相は大統領が兼務するが、軍の日常的な運営責任は文民たる国防長官が担う。約 6,000 人の民兵で構成される特別機動部隊（Special Task Force）は治安省の管轄下にあるが、軍と連携して国内治安維持活動を行うことが時々ある。

文民当局は治安部隊に対する統制を概ね維持したが、軍及び警察は相変わらず刑事責任を問われることなく民間人に対する嫌がらせを行っている。治安省は、治安部隊による殺害が正当と認められるかどうかを明らかにする責任を負う。市民社会団体によると、軍の諜報員は警察と共に、又は警察とは無関係に国内監視作戦を実行し、市民社会団体メンバーに嫌がらせ又は脅迫を行っている。2017 年 5 月には、武力衝突で死亡した地元の血縁者を追悼しようとしたムッライッティーヴァー県のカトリック教会司祭に対し、警察が嫌がらせを行ったとされる。

また、国会議員の暗殺疑惑、誘拐、ジャーナリストや一般市民の殺害疑惑等の事件に関わった軍、民兵組織、警察等の治安部門関係者を含め、内戦時代の虐待に対する刑事免責も根強く残っている。市民社会団体は政府及び裁判所が治安部隊に対する処分に概して消極的であると主張しているが、この状況は 2016 年に比べると改善している。政府の汚職や違法行為の訴追と同様に、治安部隊及び警察が行った虐待が訴追されることは稀であるが、増えつつある。2017 年 4 月 4 日、警察のプリヤンタ・ジャヤコディー（Priyantha Jayakody）報道官は、警察及び軍関係者が警察の捜査を免れることはできないと述べた。警察は、2017 年に 26 人の警察及び軍関係者が犯罪行為で当局に起訴されたと発表した。

治安部隊の虐待に関する内部調査体制は整っていないが、被害者は最高裁判所に直接告訴することができる。また、HRCSL 及び刑事裁判所がそうした虐待を調査することもでき、政府は注目を集めている複数の事件について治安部門関係者を起訴し、有罪判決に導いている。2017 年 5 月 3 日、ジャフナ高等裁判所は、2011 年のスリスカンタラージャ・スマナン（Sriskantharaja Sumanan）氏の拷問について 6 人の警察官の有罪を認め、禁固 10 年という「厳しい」判決を下したほか、スマナン氏の親族への賠償も命じた。

政府は、人権尊重の促進に向けて防衛学校で人権研修を実施したほか、ICRC による内部研修も開いている。

伝えられるところによると、2017 年 9 月 26 日、コロンボ近郊の難民保護施設の外で、仏教僧が群衆を扇動してロヒンギヤ（Rohingya）の庇護希望者 31 人を襲撃する事件が発生した。現場にいた地元警察は群衆の取り締まりを直ちに行わなかったが、その数日後に政府が

警察の明らかな介入不足を非難する声明を出したことを受けて、デモのリーダーを逮捕した（第2節d項「移民、難民、及び無国籍者の虐待」を参照）。

逮捕手続及び被勾留者の取扱い

刑事訴訟法により、警察は殺人、窃盗、強盗、強姦等の犯罪について無令状逮捕を行うことができる。その他の犯罪については、判事及び治安判事が証拠に基づいて発行する逮捕令状に従って逮捕することができる。当局は被逮捕者に逮捕理由を伝え、軽犯罪の場合は24時間以内、一部の重大犯罪の場合は48時間以内、PTAの対象となる犯罪の場合は72時間以内に治安判事の前で本人に罪状の認否を問うことが法律で義務付けられている。特にPTA違反事件では、被勾留者が治安裁判所に出頭するまでに規定を上回る時間が経過することがあるとされる。保釈法（Bail Act）に規定された保釈可能な犯罪の場合、警察は裁判所で罪状認否を行う代わりに、書面による同意に基づいて勾留後24時間以内に被疑者を釈放できるが、指定された公判前の審問日に被疑者を裁判所に出頭させる義務がある。保釈可能な犯罪で起訴された被疑者は、治安判事に会う前に警察の管理下で保釈される権利がある。一方、保釈が認められない犯罪で起訴された被疑者の場合、保釈を認められるかどうかは治安判事の裁量次第である。即ち、治安裁判所に出頭するまで保釈は認められない。

保釈法は、特別の例外なく何人たりとも有罪判決及び量刑手続の前に12ヵ月以上にわたって身柄を拘束してはならないと定めている。PTAは、起訴しないまま最長18ヵ月にわたって被勾留者の身柄を拘束することを認めているが、実際にはPTAに基づく被勾留者はそれより長い期間にわたって身柄を拘束されることが多い。人権及び基本的自由の推進及び保護並びにテロとの闘いに関する国連特別報道官は、7月のスリランカ訪問後、PTAに基づく犯罪で警察による捜査の終了及び検察庁による起訴を待つ起訴前勾留中の被疑者81人のうち、70人は5年以上、12人は10年以上、裁判なしでの勾留状態が続いていると報告した。裁判官は、PTAに基づく被勾留者の保釈を許可するには検察庁の承認を得る必要があるが、通常は承認されていない。殺人事件の場合、治安判事は容疑者を再勾留することが法令で義務付けられており、保釈を許可できるのは高等裁判所のみである。いかなる場合も、被疑者は弁護人を付ける権利を有するが、被疑者が警察署や拘置所での尋問中に弁護人を付ける権利を具体的に規定する条項はない。政府は、高等裁判所及び上訴裁判所で刑事裁判を受ける貧しい被告人には弁護士を用意しているが、それ以外の場合は用意していない。高等裁判所及び上訴裁判所で審理される事件については、弁護士を用意することが法律で義務付けられているからである。

2016年6月、シリセーナ大統領はPTAに基づいて行われる逮捕手続について定めた通達を出した。この通達では、HRCSLからの提言により、特に被勾留者が弁護士を利用できるようにすることを求めるとともに、被勾留者の家族に逮捕について知らせることを当局に義務付けている。ただし、2月のPTAの一時的な停止に伴い、PTAの後継法が承認されるまでの

間、今後の事件は全て現行の刑事訴訟手続に従うことになるため、通達の現実的な意味はほとんどなくなった（第1節d項「恣意的な逮捕又は勾留」を参照）。

恣意的な逮捕：HRCSL が 2017 年に受理した恣意的な逮捕及び勾留の告発件数は 118 件に上る。複数の人権擁護団体によると、警察、犯罪捜査局、及びテロ捜査局は、法律によって義務付けられた期限内に被勾留者の起訴又は裁判所での罪状認否を行わない状態で、複数の個人をテロ関連活動への関与の疑いで警察署、陸軍キャンプ、及び非公式の拘置施設に違法に拘束している。警察は時として被勾留者を隔離拘禁することがあり、弁護士が依頼人と接見するには許可を申請しなければならない、かかる接見には警察が同席することが多い。一部の例では、違法な勾留には虐待又は拷問を含む取り調べが伴うとされる。当局は、逮捕又は勾留に関する情報を漏洩した場合は再逮捕又は殺害すると被勾留者を脅した上で釈放しているとされる。

10 月、元 LTTE 戦闘員を含む多数のタミル人収監者が国内各地で 3 回のハンガーストライキを決行し、長引く勾留の迅速な解決を要求した。この収監者の大多数は、PTA に基づいて起訴されずに拘束され続けていることから、起訴するか、或いは将来的な釈放への道筋を示すことを政府に要求した。

起訴前勾留：起訴前の被勾留者は、被勾留者全体の半分以上を占めている。起訴前勾留期間は平均で 24 時間であるが、保釈金の納付不能、長期にわたる訴訟手続、裁判の非効率性、及び汚職が原因で公判に遅れが生じることがよくある。法的権利擁護団体は、起訴前勾留が 24 時間を超える事件の場合、起訴前勾留期間は罪状に対する量刑以上になることが一般的であると主張している。

被勾留者が法廷で勾留の合法性に異議を唱える能力：法の下、国民は逮捕又は勾留に対して異議を唱え、裁判所を介して迅速な釈放を確保することができるが、訴訟手続には数年を要する。人権開発センター（Center for Human Rights Development: CHRD）は、司法の独立性及び最低賠償額が十分でないという認識が、法的救済を求める国民の意欲を削いでいると指摘している。PTA の下では、勾留に対して異議を唱える能力は特に制限されている。

e. 公正な公判の拒否

独立した司法機関は法律で定められており、政府は司法の独立性及び公平性を概ね尊重している。

裁判手続

公正な公開裁判を受ける権利は憲法及び法律で定められており、独立した司法機関はこの権利を概ね行使している。法律では、有罪が立証されるまで被告は推定無罪とされる。刑事裁判は全て公開される。当局は被告人に罪状を伝え、被告人は弁護士を付ける権利及び上訴権を有する。政府は、高等裁判所及び上訴裁判所での刑事裁判を受ける貧しい被告人には弁護

士を用意しているが、下級裁判所での訴訟では用意していない。被告人は、自分に不利な証人と対決し、証人の召喚及び証拠の提示を行う権利を有する。

裁判手続及びその他の法律制定は、英語、シンハラ語、及びタミル語で行うことが法律で義務付けられている。ジャフナ県とスリランカ北部及び東部を除くほとんどの裁判所では、英語又はシンハラ語で業務を行っている。北部及び東部での公判及び審問は、タミル語及び英語で行われている。裁判所が任命する通訳者の不足により、タミル語を話す被告人が必要に応じて自由に通訳を利用する権利は制限されている。場合によっては、タミル語を話す北部及び東部で発生した刑事事件の審理を、シンハラ語を話す地域の裁判所が行うこともある。そうした場合、言葉の違いが深刻になるほか、長距離の移動が必要な証人の召喚が難しくなる。タミル語で書かれた法律の教科書はほとんどない。被告人は、審理期間を通じて裁判所に出廷する権利があり、答弁の準備に向けて十分な時間及び便宜を与えられる権利を有する。また、被告人は証言を拒否する又は罪状を認めない権利も有する。

政治犯及び政治的理由による被勾留者

CHRD の報告によると、追加で 24 人が保釈されたものの、全国で 130 人以上が政治犯として当局に拘束されている。政府は政治犯について認めておらず、それらの収監者は犯罪行為で拘束されていると主張している。政府は、HRCSL、治安判事、及び刑務所福祉協会に収監者との定期的な面会を許可しているほか、ICRC に刑務所の状況の監視を認めている。しかし、地元弁護士の接触は不定期にしか認められない。

民事上の訴訟手続及び救済方法

国民は、人権侵害の申立てについて、家庭裁判所を通じて民事上の救済措置を求めることができる。

財産回復

以前の交戦地帯における個人間のほか、市民と政府の間でも土地所有権争いが続いている。2016 年 4 月、議会は 1983 年 5 月 1 日から 2009 年 5 月 18 日までの期間に武装テロリスト集団の活動が原因で土地を回復する権利を裁判で訴えることができなかった人のために特別の法規定を設ける時効（特例）法（Prescription (Special Provisions) Act）を全会一致で可決した。同法は、未解決の申立てを解決するために 2 年間効力を有する。従来の法律では、土地を 10 年以上放棄していた地主はその財産権を剥奪されたが、27 年に及ぶ戦争で避難を強いられた多くの地主にそうした状況が起こった。

軍は内戦中、軍事基地その他の重要攻撃目標の周囲に高度警戒区域（HSZ）と呼ばれる安全緩衝地帯を設けるために、大量の土地を差し押さえた。政府は、1950 年の土地接收法（Land Acquisition Act）に従って私有財産を「公共の目的」のために接收することができるが、同法により接收通告の公示と所有者に対する適切な補償の提供が義務付けられている。

前政権は、地主が立ち入ることができない HSZ 用地の接收通告の公示を頻繁に行った。地主の多くはこの接收に異議を申し立てるために、基本的権利訴訟を含む訴訟を最高裁判所に起こした。接收通告によると、接收された土地の大部分は陸軍のキャンプ及び基地の用地であったが、一部の通告に記載された目的の中にはホテル、工場、及び農場の設置もあった。2017 年を通じて、2016 年の最高裁判所での基本的権利訴訟や高等裁判所に提起された多数の令状申請などの訴訟が暗礁に乗り上げたままである。2011 年の有事規制失効後、HSZ に関する法的枠組みは失われたが、HSZ は依然として存在し、民間人立入禁止の状態が続いている。2017 年は約 686 エーカーの土地が返還された。

未解決の土地の量を考えると、HSZ の影響を受けた人々の多くが政府による土地の非軍事化はあまりにもペースが遅く、軍は経済的価値があると考えられる土地を保有していると批判している。一部の宗教的少数派は、仏教僧が仏像を設置又は菩提樹を植樹した後、長年居住してきた土地の返還を正式に申し立てることが難しくなったと訴えている。

f. 私生活、家族関係、家庭生活、又は通信に対する恣意的な干渉

PTA の下、政府当局は司法又はその他の許可を得ずに住居への立ち入りや通信の監視を行うことを認められている。情報によると、政府当局は私的な移動を適切な許可なく監視しているとされる。

第 2 節 市民的自由の尊重

a. 報道を含む表現の自由

報道機関を含め、表現の自由は憲法で定められており、政府はこれらの権利を概ね尊重している。独立系の報道機関、有効な司法制度、及び機能的な民主政治制度が相まって、報道機関を含め、表現の自由が促進されている。

表現の自由：当局は、警察法（Police Ordinance）及び刑法（Penal Code）を通じて、宗教又は信仰に対する侮辱を含む「ヘイトスピーチ」を制限している。

報道の自由：独立系メディアは活動的で、多様な見解を表現している。しかし、タミル人が多数派を占める北部のジャーナリストは、内戦又はその影響に関するデリケートな問題を報じる場合に治安部門による嫌がらせ、脅迫、及び干渉を受けており、軍が接触してきて写真のコピー、イベントの参加者リスト、及び記事の出所の名前を要求されると訴えている。さらに、ジャーナリストは、タミル人戦没者追悼集会や土地占領抗議集会などのデリケートなイベントについての報道を控えるよう軍から直接要請されており、協力しなかった場合の影響を恐れているとしている。

検閲又は内容の制限：複数の活字及び電子メディアのジャーナリストが、大統領及びその家族を批判する記事を自主検閲したことが何度かあると認めている。それらのジャーナリスト

は、大統領一家の評判を貶める報道を一切控えることを求める電話を私人又は政府支持者から直接受けていた。2017 年 4 月、メディア省のニマル・ボパゲ（Nimal Bopage）秘書官は、民放テレビ局のデラナ TV（Derana TV）が「大統領のイベントでの発言を操作」し、それによって世間を誤った方向に誘導した件で特別捜査を受けることになる旨と指摘した。ボパゲ秘書官は、後にメディア省から報道に関する大統領顧問に昇進した。11 月 8 日には、政府のスリランカ通信規制委員会（Telecommunications Regulatory Commission of Sri Lanka）が、全ての固定回線及びモバイルブロードバンドネットワークからランカ e ニュースウェブサイトへのアクセスをブロックした。ランカ e ニュースは、現政権及び大統領に批判的な記事をいくつか掲載していた。この超法規的ブロッキングに対し、複数の報道機関が懸念を表明し、同ウェブサイトのブロック解除をインターネットサービスプロバイダーに求めたが、2017 年末の時点でブロックは解除されていない。

インターネットの自由

政府が適切な法的権限なしに私的なオンライン通信を監視しているという信憑性の高い報告はない。政府は、猥褻と見なしたウェブサイトに限定的な制限を課した。インターネットを定期的に利用している人は総人口の約 30%、自宅にインターネット接続環境がある人は 21% である。メディアの報道によると、それを大きく上回る割合の人がスマートフォンでインターネットにアクセスしていると推定されている。

学問の自由と文化的行事

国立大学の職員は、教授及び学生に政府関係者を批判させないようにしているとされる。学問の自由又は文化的行事に関する政府の制限はその他に報告されていない。

b. 平和的集会及び結社の自由

平和的集会及び結社の自由は法律で定められているが、政府はごく限られた事例においてこれらの権利を制限している。

平和的集会の自由

平和的集会の自由は法律で定められており、政府はこの権利を概ね尊重している。ただし、宗教的調和、国家の安全、公共の秩序、又は公衆衛生若しくは公衆道徳の保護のために、集会の自由を制限できることが憲法で定められている。また、他者の権利及び自由の正当な認識及び尊重のために、或いは民主主義社会一般の福祉要件のみを満たすために制限することもできる。警察法第 77 条(1)項により、抗議行動を行う者は事前に地元警察の許可を求める必要がある。

2017 年 2 月、中国によるハンバントタ（Hambantota）港湾施設開発に対する抗議行動中、デモ参加者が警察と衝突した。デモ参加者による投石に対し、警察は催涙ガス及び放水銃を使用して群衆を排除した。

10 月には、医学教育の民営化に反対する大学間学生連盟（Inter-University Students Federation）の抗議行動において、学生が裁判所命令を無視し、警察の指示に従うことを拒否したため、警察は催涙ガス及び放水銃を使用してこれを排除した。

結社の自由

結社の自由は法律で定められているが、非合法組織との関係又は加入を犯罪と見なすこと等によってこの権利を制限している。

キリスト教団体及び教会は、一部当局によって礼拝活動が「無許可の集会」に分類され、行わないよう圧力を受けていると訴えている。同団体によると、政府への登録が法律又は規制で特に義務付けられていないにもかかわらず、当局は同団体が政府に登録されていないことを理由に自らの行動を正当化することもあるという。

c. 信教の自由

www.state.gov/religiousfreedomreport/で公開されている米国国務省の「世界の信教の自由に関する報告書（*International Religious Freedom Report*）」を参照のこと。

d. 移動の自由

国内移動、海外渡航、海外移住、及び帰還の自由は法律で定められており、政府はこれらの権利を概ね尊重している。政府は、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）及びその他の人道組織と協力して、国内避難民、難民、帰還難民、無国籍者、又はその他の対象者に対する保護及び支援の提供に取り組んでいる。

移民、難民、及び無国籍者の虐待：2017 年 9 月 26 日、コロンボ近郊の難民保護施設の外で、仏教僧が群衆を扇動してロヒンギャ（Rohingya）の庇護希望者 31 人を襲撃する事件が発生した。彼らは、イスラム教徒を侮辱する言葉を口にしながらロヒンギャの即時国外退去を要求したが、ロヒンギャに肉体的危害を加えることはなかった。現場にいた地元警察は群衆の取り締まりを行わなかった。それについて、政府が事件後の声明の中で非難したことから、警察は仏教僧を含む 9 人を逮捕した。その後、8 人は程なく保釈されたが、1 人は 12 月 11 日まで勾留された。

国内避難民（IDP）

2009 年に終結した内戦により、特にタミル人は政府及び LTTE によって広範囲且つ長期にわたる強制避難を余儀なくされた。再定住・更生・ヒンドゥー教問題・刑務所改革省

(Ministry of Resettlement, Rehabilitation, Hindu Religious Affairs, and Prison Reforms)によると、2017年6月30日時点で4万808人の市民がIDPのままである。その大多数は北部及び東部のジャフナ県、キリノッチ（Kilinochchi）県、マンナール（Mannar）県、及びバットICALOA（Batticaloa）県に居住している。全てのIDPは移動の自由が完全に認められているものの、その大部分は出身地に戻る事ができていない。その背景には地雷、自宅地区がHSZの一部として指定されている、就業機会がない、土地所有権証明書類の取得等の基本的公共サービスを利用できない、土地所有権争いが政府によって解決されない等の戦争関連の要因がある。政府は、避難キャンプで暮らすIDPに保護及び支援を提供していない。

政府は、軍が接収した約686エーカーの土地を返還し、土地を持たないIDPが国有地を利用できるようにすることにより、IDPの帰還及び再定住を推進している。2016年8月、政府は国内避難民に関する国家政策を承認した。その狙いは、内戦の影響による避難の恒久的解決に向けて、IDPの問題に取り組む全ての利害関係者の指針として、権利に基づく一連の原則及び基準を定めることにある。軍及びその他の政府機関は、最近解放された土地への住宅、学校、及びトイレ設備の建設並びにその他の福祉サービスの提供により、IDPの再定住を支援している。

難民の保護

庇護へのアクセス：庇護又は難民認定については法律で規定されていない。政府は、国内の難民に対する食料、住宅、及び教育の提供、並びに第三国への再定住の推進をUNHCRに頼っている。難民及び庇護希望者が就職又は公立学校に入学することは法律で認められていないが、多くがインフォーマル部門で働いている。

第3節 政治的プロセスへの参加の自由

憲法の下、国民は普遍的且つ平等な参政権に基づき、秘密投票によって行われる自由且つ公正な定期的選挙を通じて政権を選択することができる。

選挙及び政治参加

最近の選挙：英連邦選挙監視団（Commonwealth Observer Group）の報告によると、2015年1月の大統領選挙において、有権者は選挙権を自由に行使することができ、開票作業は透明性があり、結果は迅速に公表された。観測筋の報告によると、国の資源が選挙運動に広く乱用され、国営メディアが前政権寄りの偏向報道に終始し、対立候補者支持者の投票所への入場が拒否されたとされる。

スリランカ当局は2015年8月の議会選挙を公正且つ自由に実施したということで国内外の観測筋の意見は一致しており、暴力の報告はほとんどなかった。欧州連合選挙監視団は、その予備調査結果の中で、この選挙について「適切に運営され、有権者には幅広い政治的選択肢から真の選択が与えられたが、選挙運動ルールが制限的であった」と評した。同監視団

は、政府が集会及び移動の自由を尊重したと指摘した上で、候補者による戸別訪問、遊説演説、又はチラシの配布が認められない等の制限的な選挙運動ルールにもかかわらず、政党の活動家や候補者は精力的に選挙運動を行ったと付け加えた。

女性及びマイノリティの参加：女性及び／又はマイノリティの政治プロセスへの参加を制限する法律は存在せず、現に参加している。女性は 1931 年から議会への進出を果たしており、2015 年の議員選挙では 13 人の女性が有権者によって選出された。国民平和評議会（National Peace Council: NPC）によると、女性の占める割合は地方自治体職員が約 2%、地方議会が約 4%である。

第 4 節 汚職及び政府内の透明性の欠如

公務員の汚職は法律で刑事罰の対象と定められているが、政府はこの法律を効果的に実施しておらず、公務員が汚職行為に関与することが時々あるものの、刑事責任は問われていない。2017 年は政府の汚職に関する報告が数多く寄せられた。

汚職：汚職の問題は引き続き存在する。例えば、議会の委員会である国営企業委員会（Committee on Public Enterprises）は、前中央銀行総裁のアリジュナ・マヘンドラン（Arjuna Mahendran）氏が在任中に娘婿にインサイダー情報を提供し、2 人でソブリン債の売却益を得たという疑惑が強まる中、同氏に対する調査を開始した。さらに、所有する政府用クレジットカードで数百万ルピー（数千ドル）の私的な支払いをした容疑でも告発した。マヘンドラン氏は容疑を否認し、捜査の早い段階で無罪放免となった。政府は、今もなおマヘンドラン氏を控訴していない。

資産公開：国会議員、州議会議員、地方議会議員、及び大統領選挙の候補者は全て、保有資産及び負債を議会議長に申告することが法律で義務付けられている。国会議員選挙では、一部の候補者は財務報告書を議長に提出しているものの、当局は遵守を強制していない。法律により、国民は手数料を支払えば、選挙で選ばれた公職者の資産及び負債に関連する記録を閲覧することができる。

第 5 節 人権侵害疑惑に関する国際組織及び非政府組織の現地調査に対する政府の姿勢

国内外の人権擁護団体は、概して政府による制限を受けることなく活動しており、人権問題に関する調査を実行し、結果を公表している。政府関係者は、どちらかと言えば人権擁護団体に協力的で、その意見をある程度受け入れている。

政府の人権団体：HRCSL は人権侵害を調査する権限を有する。HRCSL は 5 人の理事で構成され、調査部、教育部、監視・審査部、及び管理・財務部に分かれており、全国 10 ヶ所に地方事務局がある。HRCSL は、一般市民からの苦情を受け付けているほか、自発的に調査を行うこともある。申立てが納得のいくものであることが証明されると、HRCSL は被害者

に対する賠償金を勧告するか、行政処分又は起訴のために事件を当局に送致するか、或いはその両方を行うことができる。政府が HRCSL の証拠請求に応じない場合、HRCSL は政府から証人を喚問してその行為についての説明を求めることができる。政府が HRCSL の要請に応じていないことが判明した場合、HRCSL は検察局による侮辱罪での起訴のために事件を高等裁判所に送ることができる。侮辱罪は、禁固又は罰金による処罰に値する罪である。法令より、HRCSL は幅広い権限と資源を有し、いかなる裁判所にも証人として喚問されることも、公務に関する問題で告訴されることもない。HRCSL は概して政府とは無関係に、政府の干渉を受けることなく運営される。

第 6 節 差別、社会的虐待、及び人身売買

女性

強姦及びドメスティックバイオレンス：強姦及びドメスティックバイオレンスは法律で禁じられているが、法律の実施は一貫性を欠いている。刑法第 363 条は、男性の強姦を明示的に刑事罰の対象としていない。刑法第 365 条 B 項(1)号は、性別による区別なく、「重大な性的虐待」を刑事罰の対象としている。強姦に対する刑罰は、禁固 7 年以上 20 年以下の禁固及び 20 万ルピー（1,333 ドル）以上の罰金と定められている。ドメスティックバイオレンスの場合、被害者は 1 年間の保護命令を受けられるほか、生活扶助を申請することもできる。配偶者による強姦は、法律では配偶者が合法的に別居している場合に限り禁じられている。

女性団体によると警察及び司法の対応は不十分である。警察の女性・児童虐待防止局（Bureau for the Prevention of Abuse of Women and Children）は、学校で意識向上プログラムを実施しているほか、草の根レベルでは被害者女性に訴状の提出を勧めている。警察は、引き続き警察署への女性担当課の設置を進めている。電話緊急相談センター、リーガルエイド、カウンセリング等、強姦及びドメスティックバイオレンスの被害者の支援サービスは、資金不足のため全国的に不十分であることが多い。

女性性器切除／女子割礼（FGM/C）：スリランカのイスラム教徒は歴史的に FGM/C を行ってきたが、報道記事で注目されるようになった最近まで、一般的に論じられることはなかった。国内における FGM/C の実態に関する統計はなく、FGM/C を禁止する法律もない。

セクシャルハラスメント：セクシャルハラスメントは、最高で禁固 5 年に処せられる犯罪行為である。セクシャルハラスメントは日常的なものであり、特に公共交通機関では深刻な問題である。

人口抑制の強要：妊娠中絶の強要、強制避妊手術、又はその他の強制的人口抑制方法に関する報告はない。妊産婦死亡率及び避妊普及率に関する推計は、

www.who.int/reproductivehealth/publications/monitoring/maternal-mortality-2015/en/を参照のこと。

差別：民法及び刑法の下、女性は平等な権利を有する。婚姻、離婚、子どもの親権、相続等、家族法に関連する諸問題の裁定は、各民族集団又は宗教集団の慣習法によってばらつきがあり、その結果、差別につながっている。

子ども

出生登録：子どもは両親から市民権を得る。

児童虐待：国家児童保護庁（National Child Protection Authority: NCPA）に寄せられる児童虐待の申立てのほとんどは、児童に対する暴力行為に関連するもので、その他には児童に対する残虐行為、児童の教育を受ける権利の剥奪、性的虐待、児童労働等の関連問題に関する。情報によると、教師、校長、及び宗教指導者による児童の性的虐待のほか、政府関係者が容疑者である児童強姦事件も多数起きているとされる。子どもの問題に取り組む市民社会団体は、子どもが家庭内暴力又は虐待を安全に通報するメカニズムが十分でないと主張している。女性及び子どもからの虐待の申立てを専門に扱う警察官を各警察署に1人配置することになっているが、政府はこの対策を全国的に一貫して実施していない。

早期結婚及び強制結婚：最低結婚年齢は男女共に18歳と民法で定められているが、女子は親の同意があれば16歳で結婚することができる。刑法によると、16歳未満の女兒との性行為は、同意の有無にかかわらず、法的に罰せられる強姦に相当する。ただし、この規定は12歳以上のイスラム教徒の女兒には適用されない。イスラム教徒のみに適用されるイスラム教徒婚姻・離婚法（Muslim Marriage and Divorce Act）は、新婦の父親又はその他の男性親族の同意があれば女兒が12歳で結婚することを認めている。新婦の同意は不要である。

児童の性的搾取：営利目的での児童の性的搾取、児童の売買、児童買春目的での子どもの提供又は調達、及び児童ポルノに関わる行為は法律で禁じられているが、当局は必ずしもこの法律を実施していない。合意性行為の最低年齢は16歳である。

児童買春ツアーは引き続き問題である。

児童難民：IDP 福祉施設や収容所では、児童が当該地域の成人の IDP や帰還者と同様の困難な状況に置かれている。

国際的な子の奪取：スリランカは、1980 年のハーグ条約（国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約）の締約国である。

travel.state.gov/content/childabduction/en/legal/compliance.html で公開されている国務省の「親による子供の奪取に関する年次報告書（Annual Report on Parental Child Abduction）」を参照のこと。

反ユダヤ政策

ユダヤ人住民は相変わらず非常に少ない。反ユダヤ的行為の報告はない。

人身売買

www.state.gov/j/tip/rls/tiprpt/で公開されている米国国務省の「人身売買に関する報告書 (Trafficking in Persons Report)」を参照のこと。

障害者

身体障害者、知覚障害者、知的障害者、又は精神障害者に対する雇用、教育、航空旅行、その他の公共交通機関、及び医療の利用機会における差別は、様々な法律で禁じられている。しかし、実際には雇用、教育、及び公共交通機関を含む公的サービスの提供において差別が発生している。障害のある児童は、その他の児童よりも就学率が低い。アクセシビリティに関する規則はあるものの、建物や公共交通機関へのアクセスの障害者向けの適応は稀である。

国籍／人種／少数民族

スリランカ系タミル人とインド系タミル人はいずれも、大学教育、公務員採用、住居、公共医療サービス、言語法、及び外国籍者の帰化手続における制度的差別を長年にわたって被っていると主張している。全国、特に北部及び東部のタミル人は、治安部隊がタミル人コミュニティの住民、特に活動家や元 LTTE メンバー又はその疑いがある者を日常的に監視したり、嫌がらせをしたりしていると訴えている。

政府は、タミル人少数派の社会的及び開発ニーズに対応するための様々な省庁及び大統領任命機関を設置した。政府は、タミル人コミュニティの苦情に対処するために様々な信頼醸成措置を実施しているほか、北部州と東部州の軍政府長官の後任に文官を据えた。政府の和解努力の調整には、2016 年に大統領によって設立された国家統一・和解局 (Office of National Unity and Reconciliation) が引き続き当たっている。同局は、共生社会の構築に向けた社会的統合の促進、全国民に対する言語権の保証、政府が提唱する真実・正義・和解委員会 (Commission for Truth, Justice, Reconciliation) による戦争被害コミュニティ内での治癒プロセスの支援、及び暴力の再発防止に重点的に取り組んでいる。4 月 17 日、タミル国民連合と国防省は、軍が保有する北部州及び東部州の土地の返還に関する公式対話を開始した。8 月には、マヘシュ・セナナヤケ (Mahesh Senanayake) 陸軍参謀長が、内戦中及び内戦後に犯罪行為を行った軍関係者を検察当局に正式に告発した。その多くは、タミル人コミュニティに対して行われたものであった。

情報によると、国家主義者の仏教僧がイスラム教徒及びその財産に対する攻撃を扇動しているとされる。これには、4 月から 6 月にかけて発生したイスラム教礼拝所及び店舗に対する

20 件以上の攻撃が含まれる。当局は警察官 1 人を含む 4 人の被疑者を逮捕したが、全員が仏教国家主義組織ボドゥ・バラ・セーナ（Bodu Bala Sena）のメンバーであった。

先住民族

情報によると、ヴェッダ（Vedda）族と呼ばれるスリランカ先住民族は、総人口が 1,000 人を切っている状況である。一部は伝統的な生活様式を維持することを好み、概して法律によって保護されている。法的な制約なく自由に政治生活又は経済生活に参加しているが、法律関係書類を持たない人もいる。

性的指向及びジェンダー・アイデンティティーに基づく暴力行為、差別、及びその他の虐待

同性の成人同士が合意の上で行う性行為は法律で禁じられている。起訴されることは稀であるが、人権擁護団体の報告によると、警察は LGBTI の人々に対し、逮捕すると脅した上で暴行、嫌がらせ、性的強要、及び恐喝を行っている。隠れて又は公然と同性同士で性行為を行った者は、10 年の禁固に処せられる。差別禁止法は、性的指向及びジェンダー・アイデンティティーに基づく差別を禁じていない。

トランス・ジェンダーは、恣意的な勾留、虐待、雇用／住居／医療の利用機会における差別をはじめとする社会的差別を受け続けている。

HIV 及び AIDS の社会的汚名

情報によると、HIV 予防サービスを提供する人々及び感染のリスクが高い集団は差別を受けているとされる。さらに、病院関係者が患者の HIV 陽性を公表したり、HIV 陽性患者に対する医療の提供を拒否したりすることもあるとされる。

その他の社会的暴力又は差別

複数の情報筋によると、一部の仏教僧は仏教信仰省（Ministry of Buddha Sasana）の承認がないことを根拠に、キリスト教及びイスラム教礼拝所を定期的に閉鎖しようとしている。スリランカ福音協会（National Christian Evangelical Alliance of Sri Lanka）の記録によると、教会に対する襲撃、司祭及び信徒に対する脅迫や暴力、及び礼拝の妨害事件の数は、2017 年 11 月時点で 79 件に上る。

第 7 節 労働者の権利

a. 結社の自由及び団体交渉権

労働者が組合を結成したり、自ら選んだ組合に加入したりする権利は法律で定められている。ただし、軍隊隊員、警察官、司法官、及び刑務官は例外である。非必須サービス産業の

労働者は、公務員組合に加入する労働者を除き、団体交渉権を有する。ストライキ権は法律では明示的に認められていないものの、裁判所は労働組合法（Trade Unions Ordinance）及び労働争議法（Industrial Disputes Act）に基づいてストライキ権を認め、示唆している。輸出加工区（Export Processing Zone: EPZ）には複数の組合が存在するが、組合以外の労働者会議が EPZ 企業の労働者を代表する傾向がある。EPZ を運営する投資委員会（Board of Investment）によると、交渉力があると認められる労働組合と組合以外の労働者会議の両方が社内が存在する場合、労働組合が団体交渉において従業員を代表する権限を持つことになる。

公安法有事規制（Emergency Regulations of the Public Security Ordinance）の下、大統領は国家安全保障、国民生活、又は公共秩序の維持に「必須の」部門を宣言し、それらの労働者の合法的ストライキ権を無効にする幅広い裁量権を有する。公安法に加え、1979 年の必須公共サービス法（Essential Public Services Act）により、大統領は政府機関によって「必須」公共サービスとして提供されるサービスを宣言することができる。2017 年 7 月、石油産業労働者が中国企業への石油タンクファームの賃貸に向けた政府の動きを阻止するためにストライキに入ったことを受けて、政府は必須公共サービス法に基づき、石油流通を必須サービスとして宣言した。

非必須部門のストライキ中の労働者に対する報復は法律で禁じられている。労働者が 7 名集まれば、組合を結成し、憲章を採択し、指導者を選出し、見解を公表することができるが、雇用主が組合と交渉することが法律で義務付けられるようにするには、組合は特定の企業に勤務する労働者の 40%を代表しなければならない。公共部門の組合が連合を結成すること又は政府の複数部門又は部局の労働者を代表することは法律で禁じられている。労働省（Labor Ministry）は、組合が年次報告書の提出を 3 年間にわたって怠った場合、登録を抹消することができる。

反組合的差別は法律で禁じられている。他人の家庭で雇用される家事労働者又はインフォーマル部門の労働者は労働法の対象ではない。

組合は、干渉を受けずに活動を実施することが法律で認められているが、政府は法律を不規則に実施している。反組合的差別禁止条項に違反すると、10 万ルピー（655 ドル）の罰金を科せられる可能性がある。反組合的差別で有害判決を受けた雇用主は、組合活動で解雇された労働者を復職させることが法律で義務付けられているが、その労働者を別の部署に異動することができる。概して、これらの刑罰は違反を抑止するには不十分である。反組合的差別を含む、不公正な労働慣行を訴追する法的資格を有するのは労働省のみである。

1999 年以降、労働省が労働争議法に基づいて企業を不公正な労働慣行で提訴した例は 10 件にすぎない。2017 年、労働省は新たに 1 件の不公正労働慣行訴訟を起こした。裁判所は 2 件について判決を下したが、残る 8 件は審理が続いている。労働者の権利に関する違反の申立てに対して政府は日常的に怠慢であるとして、一部の組合が原告適格を強く要求した一方

で、比較的小規模な組合は訴訟費用を理由にその能力を望まなかった。労働者は、解雇法（Termination of Employment and Workmen Act）及び退職金一時支払法（Payment of Gratuity Act）の下、数件の労働法違反について訴訟を提起したが、大幅な遅れが司法手続の妨げとなっている。労働争議法は公共部門には適用されないため、公共部門の組合には正式な紛争解決の仕組みが存在しない。

政府は、結社の自由及び団体交渉権を概ね尊重している。公共部門の組合は、中国企業への港湾の売却に向けた政府の動きから、私立医科大学が授与した医学学位の認定に至るまでの様々な問題で、何度もストライキを決行している。

一部の公共部門の組合は政治的に独立しているが、ほとんどの大規模組合は政党と連携し、政治プロセスにおいて顕著な役割を果たしている。

組合の申立てによると、雇用主は団体交渉を避けるために組合の認定を無期限に遅らせたり、組合化に対する支援を縮小したり、組合活動家の身元確認、解雇、場合によっては暴行又は脅迫を行ったりすることがよくある。労働省は労働局長に対し、異議申立てがなければ登録申請から 30 営業日以内、異議申立てがあった場合は 45 営業日以内に組合認定選考を実施することを要求した。労働局長は、2017 年 6 月の時点で 3 件の組合認定選考を抱えていた。

b. 強制労働の禁止

強制労働は形態を問わず法律で禁じられているが、違反を抑止するには罰則が不十分である。政府は概して法律を実行しているが、資源、査察、及び是正努力は必ずしも十分とは言えない。労働省による査察は家事労働者には適用されていない。政府は、出稼ぎ労働者を詐欺的に募集した労働者派遣業者を散発的に訴追しているが、省庁間調整の改善に向けた月次会合を維持することが目的のようである。

一部の家庭で住み込み家事労働者として働く 14 歳～18 歳の児童及び女性は、強制労働の対象になりやすい（第 7 節 c 項を参照）。

www.state.gov/j/tip/rls/tiprpt/ で公開されている米国国務省の「人身売買に関する報告書（Trafficking in Persons Report）」も参照のこと。

c. 児童労働の禁止及び最低雇用年齢

最低雇用年齢は 14 歳であるが、限定的な家庭農作業又は技術訓練であれば、両親又は保護者が 14 歳未満の児童を雇用することが法律で認められている。2016 年、政府は義務教育対象年齢を 14 歳から 16 歳に引き上げた。18 歳未満の者が危険な労働に従事することは法律で禁じられている。労働時間については、14 歳及び 15 歳の児童は 1 日 9 時間以内、16 歳及

び 17 歳は 1 日 10 時間以内に法律で制限されている。政府は全ての法律を効果的に実施しておらず、刑罰は違反を抑止するには不十分である。

最悪の形態の児童労働を撲滅するという労働省の計画の実施には、ある程度の進歩が見られた。政府は、24 の県で児童労働の削減を担当する調整官を各県に任命したほか、県職員向けの新しいガイドラインの作成を続けている。労働省は、児童にとって危険な作業のリストについて職場を監視する取り組みを続けている。

2 月に発表された 2016 年児童活動調査 (Child Activity Survey of 2016) によると、産業及びサービスは児童労働者を最も多く雇用する部門である。これらの部門の中では、児童は建設、製造、鉱業、及び水産業で働いているほか、清掃員、ヘルパー、家事労働者、及び露天商として働いている。さらに、収穫期には農業にも従事している。内戦で避難した児童は、特に危険な労働で雇用されやすい。

14 歳以上の児童の雇用を含め、第三者の家事労働への雇用を規制する法律はない。そのため、家事労働者として雇用される児童は肉体的、性的、及び精神的虐待を受けやすい。家族農場、工芸、小規模商業施設、レストラン、修理工場等の家内企業は一般に児童を雇用している。情報によると、犯罪者は児童（特に男子）を沿岸地域で買春ツアー客相手に売春させて搾取しているとされる（第 6 節「子ども」を参照）。

www.dol.gov/ilab/reports/child-labor/findings/ で公開されている米国国務省の「最悪の形態の児童労働に関する所見 (Findings on the Worst Forms of Child Labor)」も参照のこと。

d. 雇用又は職業に関する差別

人種、宗教、言語、カースト、性別、政治的意見、又は出生地に基づく雇用及び職業等に関する差別は憲法で禁じられている。しかし、肌の色、性的指向及び／又はジェンダー・アイデンティティ、年齢、HIV 陽性、又はその他の伝染病に関する状態に基づく雇用又は職業に関する差別は法律で禁じられていない。

政府はこれらの法律を必ずしも効果的に施行しておらず、雇用及び職業について上記カテゴリーに基づく差別が発生している。例えば、一部の雇用主は特定の役職について男性又は女性の採用が必要として指定しているほか、同一労働に対する賃金は男性より女性の方が低いこともある。

e. 受入れ可能な労働条件

2016 年 3 月、議会は全国初の最低賃金法を可決した。同法は、1 ヶ月当たり 1 万ルピー（65 ドル）及び 1 日当たり 400 ルピー（2.61 ドル）の賃金を義務付けている。さらに、労働省が国内 44 ヶ所に設置した賃金委員会は引き続き、労働組合及び雇用主と協議の上で、部門及び産業別に最低賃金及び労働条件の設定を進めている。公共サービスの最低賃金は、2016

年の 32,040 ルピー（214 ドル）から 2017 年は 34,246 ルピー（223 ドル）に上昇した。当局の推計によると、法定貧困レベルは 1 人当たり月額 4,352 ルピー（28 ドル）である。

ほとんどの常勤労働者について、通常労働時間が週 45 時間（5.5 日分）を超えることは法律で禁じられている。加えて、1 日 1 時間の休憩時間が法律で定められている。残業は、規制により週 15 時間以内に制限されている。時間外手当は基本給の 1.5 倍で、週 45 時間を超える労働及び日曜日又は休日に行った労働について支給される。基本労働時間を制限する規定は、公共機関の管理職及び幹部には適用されない。年次有給休暇は法律で定められている。

政府は労働安全衛生基準を定めている。労働者は危険な状況から逃れる権利を有するが、多くの労働者はそうした権利を承知していないか、或いは権利を行使した場合に職を失うことを恐れている。

当局は、全ての部門において最低賃金、労働時間数、及び労働安全衛生基準を効果的に実施していない。労働省の資源、査察、及び是正努力は時として不十分であった。急成長中の建設部門では、高層ビルのほか、港湾、空港、道路建設等のインフラ開発プロジェクトを含め、労働安全衛生が不十分である。特に建設業界では、雇用主が正規の労働について契約雇用を利用する傾向が強まっており、契約労働者は正規労働者に比べて保障条項が少ない。

労働省の監察官は、雇用主が従業員に賃金を全額支払っているか、及び法律によって定められている年金基金を拠出しているかをチェックしている。しかし、組合は同省の査察の有効性を疑問視している。労働省は、査察の効率及び有効性を改善するために、コンピュータ化された労働情報システムアプリケーション（Labor Information System Application）を導入した。賃金及び年金拠出金の不払いに対する罰則は非常に軽く、初犯で 100 ルピー（0.65 ドル）から 250 ルピー（1.63 ドル）、2 回目で 250 ルピー（1.63 ドル）から 500 ルピー（3.27 ドル）、3 回目で 500 ルピー（3.27 ドル）から 1,000 ルピー（6.54 ドル）又は 6 ヶ月以下の禁固（或いはその両方）である。店舗・事務所法（Shop and Office Act）に基づく労働時間法違反に対する刑罰は、500 ルピー（3.27 ドル）又は禁固 6 ヶ月（或いはその両方）である。有罪判決後も違反が続く場合、法律により 1 日当たり 50 ルピー（0.33 ドル）の罰金が科せられる。これらの刑罰は違反を抑止するには不十分である。インフォーマル部門に関して、労働監察官は賃金又は労働条件の監視、或いは制度又は社会的保護の提供は行っていない。

インフォーマル部門を対象とする信憑性のある情報源はなく、産業部門を監視する政府機関も存在しない。